

「労災支給決定等情報提供サービス」申請書

建設アスベスト給付金担当 殿

下記のとおり、特定石綿被害建設業務労働者等に係る労災支給決定等に係る情報の提供を申請します。

年 月 日

(ふりがな) 申請者氏名

住所又は居所

〒 -

Tel

1. 提供を申請する被災者の情報

Table with columns forフリガナ, 被災者氏名, 生年月日, 決定年月日, 決定した労働基準監督署長, and checkboxes for family members.

2. 本人確認等

Form with sections for providing applicant info, personal confirmation documents (A, B, C), and applicant qualification confirmation documents (D, E, F).

* 戸籍謄本等で各確認書類で重複して提出することとなる場合には、各項目の内容を確認できる場合には1通のみの提出で構いません。

(説明)

1 「申請者氏名」、「住所又は居所」

申請者の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により情報提供文書の送付等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、内容確認等のため受付及び担当課から連絡を行う場合があります。その際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、代理人による提供申請の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「提供を申請する被災者の情報」

提供を申請する被災者の情報について、提供する情報を特定できるようわかる範囲で正確に記載して下さい。

なお、本情報提供サービスが利用できるのは、本人及び遺族（配偶者（内縁を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）に限られていますので、これらの方以外からの申請の場合には情報の提供はできませんのでご了承下さい。

3 本人確認書類等

(1) 本人確認書類①について

運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードなど申請者が本人であることを確認できる書類を複写機により複写したものを提出して下さい。

※健康保険の被保険者証の複写を提出する場合には、「記号」、「番号」、「保険者番号」及び（表示がある場合には）「QRコード」にマスキング（塗りつぶす等）を行った上で提出して下さい。

※個人番号カードの複写を提出する場合には、裏面（個人番号の記載面）は提出しないで下さい。

(2) 本人確認書類②について

原則、住民票の写しを提出して下さい。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、個人番号にマスキング（塗りつぶす等）した上で提出して下さい。

(3) 申請資格確認書類①について

被災者の方がお亡くなりになっている場合には、申請者（本人）が被災者の遺族であることを確認するために戸籍謄本を提出して下さい。また、申請者（本人）が被災者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合には、住民票（続柄に「妻（未婚）」等と表示されているもの）、民生委員発行の事実婚証明書などの当該事実が確認できる資料及び死亡の事実が確認できる書類（死亡診断書または死体検案書もしくは検視調査記載事項についての市町村長の証明書）を提出して下さい。

(4) 申請資格確認書類②について

代理人からの申請の場合には、未成年者の法定代理人の場合には戸籍謄本等、成年被後見人の法定代理人の場合には登記事項証明書、任意代理人の場合には本申請について委任されていることがわかる委任状等（※）を提出して下さい。

※委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書を添付するか又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出して下さい。

(5) 本人の状況等について

必要な記載事項は、本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。「本人の状況等」欄の（ア）は、法定代理人による申請の場合にのみ記載してください。

(6) 留意事項

戸籍謄本、住民票の写し等は、市区町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

また、各種証明書は申請の前30日以内に作成されたものを提出して下さい。